

北海道地域防災計画の修正の概要について

(本編、地震・津波防災計画編、原子力防災計画編)

1 北海道地域防災計画について

「北海道地域防災計画」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、北海道、市町村、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるため、北海道防災会議（会長：北海道知事）が作成するもの。

【北海道地域防災計画の構成】

本編

防災組織、災害予防、災害応急対策、災害復旧・被災者援護 等

地震・津波防災計画編

地震想定、予防・応急対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策 等

原子力防災計画編

原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力中長期対策 等

2 計画修正の趣旨

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など近年発生した災害の検証及び新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえた防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の改正など、国の各種制度改正をはじめ、防災総合訓練・原子力防災訓練の実施結果などを踏まえ、所要の修正を行う。

3 北海道防災会議の開催

○ 開催日 令和2年11月（書面開催）

北海道地域防災計画の修正（案）を議題として提案、決定後施行予定

4 主な修正の概要

(1) 本編

以下の内容を反映

【第1章 総則】

- 道民の主体的な判断・行動のため「自らの命は自らが守る」意識の徹底や住民主体の取組の支援・強化
- 計画推進にあたっての基本となる事項として、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進（第3節）

【第3章 防災組織】

- 訓練等を踏まえ、道の指揮室構成及び業務を見直し。

【第4章 災害予防計画】

- 道、市町村は地域防災力向上のため、体系的な防災教育訓練の提供、学校における避難訓練と合わせた防災教育の実施、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動への理解促進等に努める（第1節）
- 市町村が備蓄すべき物資に、マスクや消毒液等の感染症対策等を踏まえた物資を明示（第3節）
- 道及び市町村は災害時に活動が円滑に行われるよう、平常時からNPO、ボランティア等と連携（第4節）
- 市町村は、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知と安全な場所にいる人まで避難の必要はないことや親戚・知人宅への避難も選択肢であること等、避難情報への理解を促進（第6節）
- 電気事業者は停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制を整備（第8節）
- 道、市町村及び防災関係機関は災害時の重要通信の確保のため、情報収集・伝達体制について訓練等を通じ実効性を確保（第8節）

【第5章 災害応急対策計画】

- 市町村は避難勧告等の発令にあたって対応する警戒レベルを明確化（第4節）
- 市町村は避難所における感染症対策のため、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて平時から検討（第4節）
- 道及び市町村は災害時に資機材・物資の輸送が指定避難所まで円滑に実施されるよう、輸送拠点の選定や輸送手段の確保等体制を整備（第14節）

【第10章 災害復旧・被災者援護計画】

- 道は発災後速やかに罹災証明書の交付に係る事務説明会等を実施し、市町村は航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなどし、住家被害の調査・判定を早期に実施（第2節）

（2）地震・津波防災計画編

- 地震発生確率等について、最新数値への修正

（3）原子力防災計画編

- 道は外国人観光客等からの問い合わせや帰宅・帰国支援等に対応する体制を整備（第3章第3節）
- 道及び関係市町村は新型コロナウイルス感染症等の感染症流行下において、原子力災害が発生した場合、感染症対策を講じた防護措置を連携して実施（第3章第6節）